

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律案について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(平成24年4月13日提出)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5): 平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減: 公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

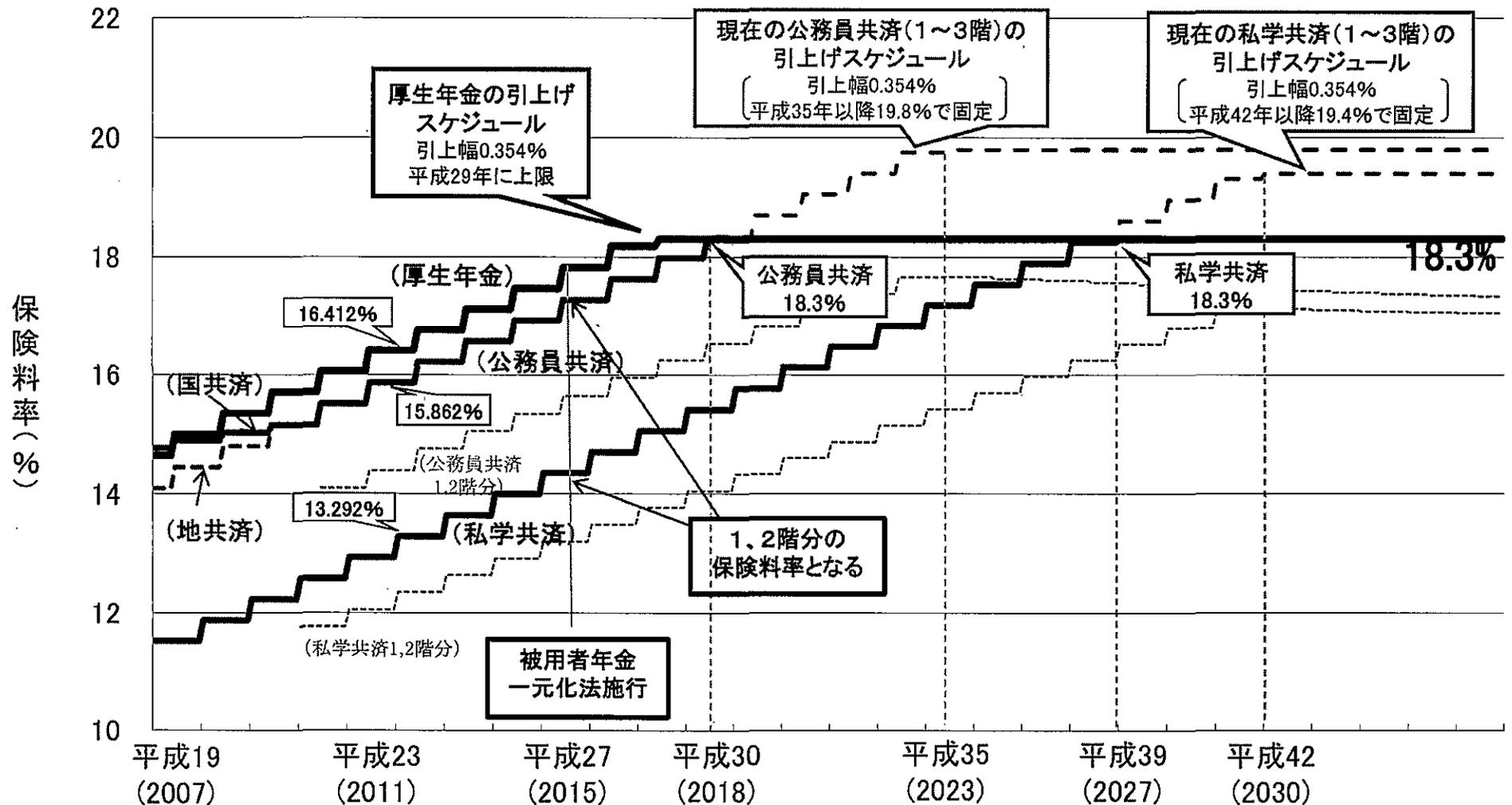
制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度(下表⑤)など制度間の差異があるが、①～⑤の差異は厚生年金に揃える(⑥の厚生年金の女子の支給開始年齢が5年遅れである点については、経過措置として存続する)など、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消する。

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 (注:今年3月に提出した年金改正法案(年金機能強化法案)で、甥姪など3親等内の親族にも拡大)	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の 在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 (賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の 支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要 (保険料納付要件あり)。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の 転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)
(経過措置)		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 (昭和21年4月2日以降生まれ～)	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 (昭和16年4月2日以降生まれ～)

保険料率の統一

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1)各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。

(注2)公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

(参考)

	現在の 保険料率	現行の引き上げスケジュール	法案での引き上げスケジュール
厚生年金	16.412%	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年以降は18.3%で一定	同左
公務員共済 (国共済 ・ 地共済)	15.862% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成35年以降は19.8%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成30年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.6%程度引き上げられることになる。
私学共済	13.292% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成42年以降は19.4%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成39年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.2%程度引き上げられることになる。

※ 職域部分を含めた保険料率

共通財源とする積立金の仕分けについて

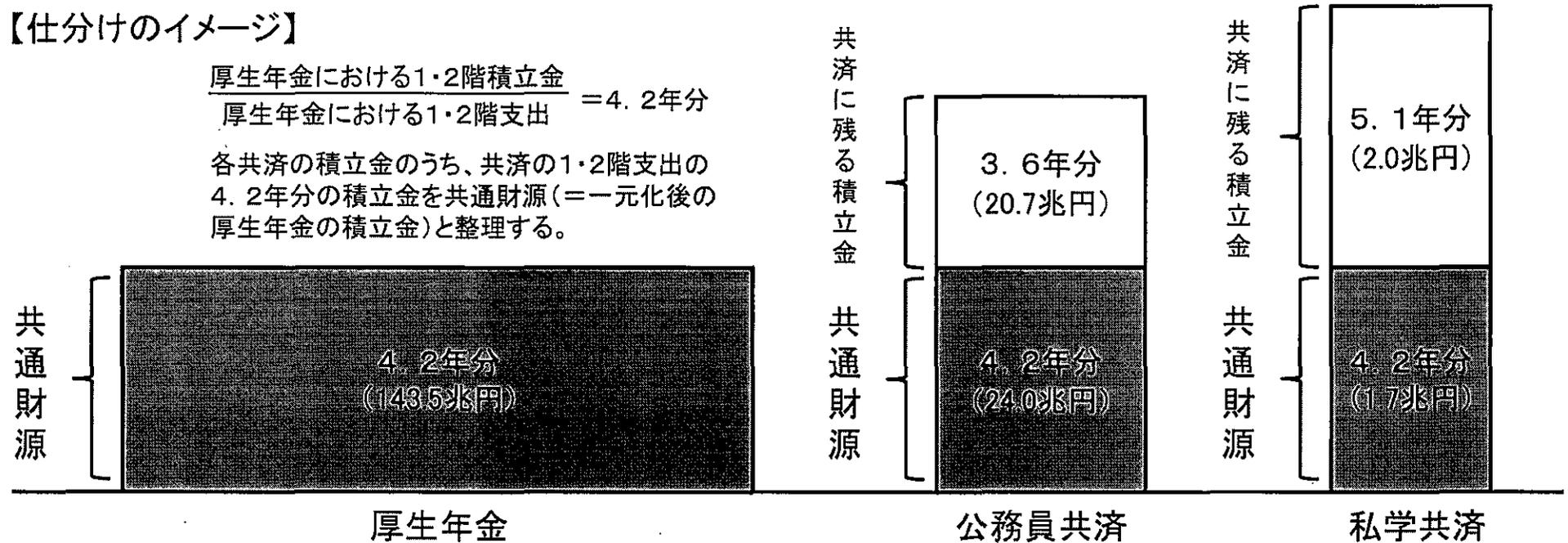
現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)として仕分ける必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

【仕分けのイメージ】

$$\frac{\text{厚生年金における1・2階積立金}}{\text{厚生年金における1・2階支出}} = 4.2\text{年分}$$

各共済の積立金のうち、共済の1・2階支出の4.2年分の積立金を共通財源(=一元化後の厚生年金の積立金)と整理する。



(注1) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

(参考) 各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。

経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%(経済中位ケース)。また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34(出生中位、死亡中位ケース)。

事務組織の活用、新しい厚生年金制度全体の財政状況の開示等

- 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合及び私学事業団(共済組合等)を規定する。
 - ※ 効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。
- 共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から交付金として共済組合等に交付する。
- 一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を、国の会計(厚生年金勘定)にとりまとめて計上し、国民に開示する。
- 一元化された厚生年金制度全体を通じた財政検証を、定期的を実施する。
- 厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。
- 積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、策定する。
- 積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が運用状況やその評価等を記載した報告書の案を作成し、各大臣と協議の上、策定し、公表することにより行う。

公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止

○ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、1・2階部分については、同じ年金額となる。

[厚 生 年 金]

[共 済 年 金]

※平成24年度価格

(企 業 年 金)	
本 人 分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
	老齢基礎年金 65,541円
配偶者分	老齢基礎年金 65,541円

合計 230,940円
(企業年金を含まない)

約 2 割	職域部分 19,971円	本 人 分	保険料(労使折半)
	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円		
	老齢基礎年金 65,541円		
	配偶者分	老齢基礎年金 65,541円	1/2 保険料(労使折半) + 1/2 国庫負担

合計 250,915円
(職域部分を含む)

(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月(40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額(賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金の取扱い

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるという趣旨を規定。また、施行日において受給権を有しない共済年金加入者が、それまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについては、別に法律で定めるところを規定。

附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

附則第3条

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(…中略…)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(…中略…)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

※施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来通り職域部分を支給する。

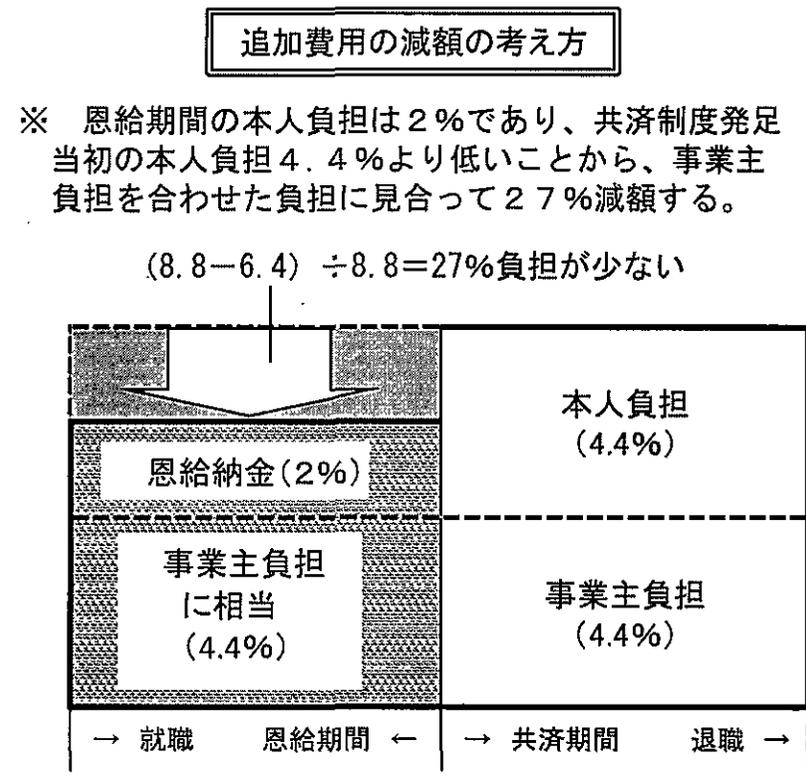
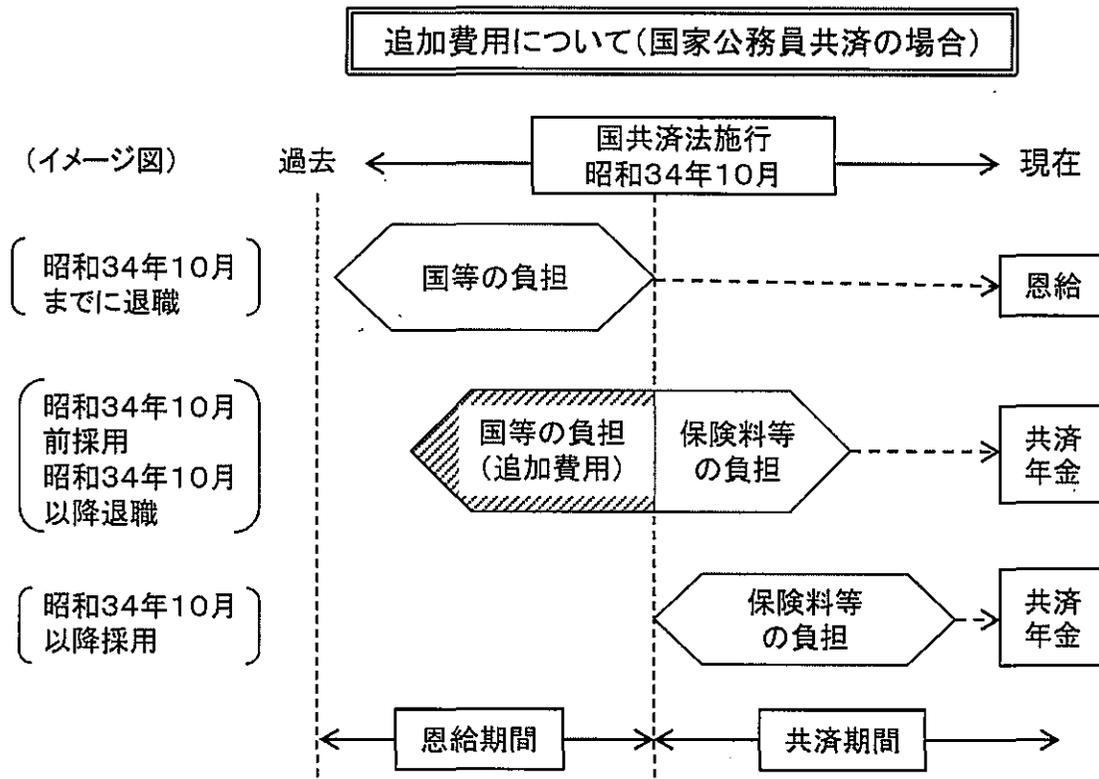
追加費用の削減

○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

(追加費用について(国家公務員共済の場合))

- ・ 昭和34年まで恩給制度が適用されており、34年以後も引き続き国家公務員である者については、新たに設けられた国家公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとしている。



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円

被 用 者 年 金 制 度 の 現 状

(平成22年度末(平成23年3月末)現在)

区 分	適用者数	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当)	年金扶養比率	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) <small>(繰上げ・繰下げ等除く)</small>	積立金		積立比率	保険料率 (平成24年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成24年度)
	①	②	$\frac{①}{②}$		簿価ベース [時価ベース]	簿価ベース [時価ベース]		%	
厚生年金保険	万人 3,441	万人 1,441	2.39	万円 16.2	兆円 兆円 113.5 [114.2]	4.1 [4.1]	16.412	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳 定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳	
国家公務員共済組合	105	69	1.53	21.7	8.2 [8.1]	6.2 [6.1]	15.862		
地方公務員共済組合	288	188	1.53	職域加算 部分含む 22.5	38.4 [36.6]	10.0 [9.7]	15.862		
私立学校教職員共済	48	12	4.19	21.3	3.4 [3.4]	9.0 [9.0]	13.292		
合 計	3,883	1,710	2.27	17.1					

- (注) 1. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。共済組合は職域加算部分を含む。
2. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.944%である。
3. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

被用者年金制度については、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成二十四年二月十七日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一すること。

第二 厚生年金保険法の一部改正等

一 被保険者資格について、公務員及び私学教職員（公務員共済組合の組合員及び私立学校教職員共済制度（以下「私学共済制度」という。）の加入者等をいい、以下「公務員等」と総称する。）に係る適用

除外規定を削除すること。（第十二条関係）

二 制度間差異の解消関係

1 公務員等の被保険者資格について、七十歳の年齢制限を設けること。（第九条関係）

2 総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額が支給停止調整額を超えるときに老齢厚生年金の一部又は全部を支給停止する仕組みを、国会議員又は地方公共団体の議会の議員にも適用すること。（第四十六条及び附則第十一条関係）

3 六十歳代前半の公務員等退職者に係る在職中の老齢厚生年金等の支給停止調整額について、四十六万円から二十八万円に引き下げる。また、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）において七十歳以上の使用される者に対しても在職中の老齢厚生年金の一部又は全部を支給停止する仕組み（支給停止調整額は四十六万円）を導入した際に、昭和十二年四月一日以前に生まれた者には適用しないとしていた経過措置を廃止すること。（

平成十六年改正法附則第四十三条関係）

4 公務員等に係る障害給付についても保険料納付要件を課すこと。（第四十七条関係）

5 公務員等に係る遺族給付の転給制度を廃止すること。(第五十九条関係)

6 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、当該期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなして二十年以上ある場合には、老齢厚生年金に加給年金額を加算できることとする。 (第七十八条の二十七関係)

7 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、当該期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなして二十年以上ある場合には、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額を加算できることとする。 (第七十八条の三十二第三項関係)

三 実施機関関係

1 この法律に規定する実施機関は、次に掲げる事務の区分に応じて定める者とする。 (第二条の五関係)

ア 次のイからエまでに規定する被保険者以外の被保険者であり、又はあつた期間に係る事務 厚生労働大臣

イ 国家公務員共済組合の組合員たる被保険者であり、又はあつた期間に係る事務 国家公務員共済

組合連合会及び国家公務員共済組合

ウ 地方公務員共済組合の組合員たる被保険者であり、又はあつた期間に係る事務 地方公務員共済

組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合

エ 私学共済制度の加入者たる被保険者であり、又はあつた期間に係る事務 日本私立学校振興・共済事業団

2 厚生労働大臣は、実施機関を所管する大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるとする。 (第八十四条の八及び第八十四条の九関係)

四 費用負担関係

1 共通財源関係

実施機関(厚生労働大臣を除く。)の積立金のうち共通財源として厚生年金保険事業に供する積立金については、平成二十七年における実施機関(厚生労働大臣を除く。)の厚生年金保険給付に要

する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）に、平成二十六年年度の末日における厚生年金勘定の積立金等の額を平成二十七年年度における政府が負担する厚生年金保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）で除して得た率（積立比率）を乗じて得た額とすること。（改正法附則第二十七条関係）

2 拠出金と交付金関係

ア 政府は、毎年度、厚生年金の保険給付に要する費用等を、実施機関（厚生労働大臣を除く。）に對し交付金として交付すること。（第八十四条の三関係）

イ 実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、毎年度、拠出金を納付すること。（第八十四条の五関係）

ウ 拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額（当該年度における厚生年金保険給付等の総額に基礎年金拠出金の合計額を加えた額）に、標準報酬^た分率及び積立金^た分率をそれぞれ乗じて得た額の合計額から、当該実施機関（厚生労働大臣を除く。）が納付する基礎年金拠出金の額を控除した額とすること。（第八十四条の六関係）

エ 当分の間、支出費^た分率を百分の五十として導入する。ただし、平成三十九年度を目途として検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。（附則第二十三条から第二十三条の四まで関係）

3 積立金の管理運用関係

ア 共通財源としての積立金の運用は、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うものとする。こと。（第七十九条の二関係）

イ 積立金の管理及び運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、各大臣が共同して定めること。（第七十九条の四関係）

ウ 管理運用主体は、共同して、積立金の資産の構成の目標を定めること。（第七十九条の五関係）

エ 積立金の管理及び運用の状況については、毎年度、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、各大臣が共同して評価し、公表すること。（第七十九条の九関係）

五 厚生年金保険法による保険給付は、公務員については、国家公務員法第二百五条に規定する年金制度及び地方公務員法第四十三条に規定する共済制度の一部とすること。（第百条の三の四関係）

六 年金保険者拠出金（旧三共済に係る制度間調整）に関する規定を削除すること。（附則第十八条から

第二十三条まで関係)

第三 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正

一 国家公務員共済組合法関係

- 1 国家公務員共済組合法における長期給付は、厚生年金保険法に規定する保険給付とすること。(第七十二条関係)
- 2 共済年金に関する規定の削除等所要の規定の整備を行うことにより、遺族共済年金の転給制度の廃止等を行うこと。(第七十二条の二から第九十三条の十七まで及び附則第十二条の二から第十三条の十まで関係)
- 3 国家公務員共済組合は、組合員たる被保険者に係る厚生年金の保険料並びに短期給付及び福祉事業の掛金を一体的に徴収すること。(第百条から第百一条まで関係)
- 4 国家公務員共済組合法の長期給付の制度は、国家公務員法第二百五条に規定する年金制度とすること。(第百二十六条の六関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法関係

追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額(年額)について、その年金額が控除調整下限額(二百三十万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た金額)を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とすること。ただし、その控除額が控除前の年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額を当該控除額とし、控除後の年金額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって当該年金額とすること。(第十三条の二から第十三条の四まで関係)

第四 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正

一 地方公務員等共済組合法関係

- 1 指定都市職員共済組合を全国市町村職員共済組合連合会の構成組合とすること。(第二十三条、第二十七条、第三十条及び附則第十四条の三から第十四条の五まで関係)

2 保険料及び給付額の算定基礎について標準報酬制度に移行すること。(第五十四条の二から第五十条の四関係)

3 地方公務員等共済組合法における長期給付は、厚生年金保険法に規定する保険給付とすること。(第七十四条関係)

4 共済年金に関する規定の削除等所要の規定の整備を行うことにより、遺族共済年金の転給制度や地方公共団体の長に対する共済年金額の加算特例等を廃止すること。(第七十五条から第七七条の十一まで及び附則第十八条の二から第二十八条の十三まで関係)

5 地方公務員共済組合における積立金については、地方公務員共済組合連合会が運用状況の管理を行うものとする。(第百十二条の三から第百十二条の九まで関係)

6 地方公務員共済組合は、組合員たる被保険者に係る厚生年金の保険料並びに短期給付及び福祉事業の掛金を一体的に徴収すること。(第百十四条から第百十五条まで関係)

7 地方公務員等共済組合法の短期給付及び長期給付の制度は、地方公務員法第四十二条に規定する共済制度とすること。(第百四十五条関係)

8 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法関係

追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額(年額)について、その年金額が控除調整下限額(二百三十万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た金額)を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とすること。ただし、その控除額が控除前の年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額を当該控除額とし、控除後の年金額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって当該年金額とする。(第十三条の二、第二十二條の二及び第二十七條の二関係)

第五 私立学校教職員共済法及び日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

一 私立学校教職員共済法関係

1 準用する国家公務員共済組合法の長期給付関係規定の改正に伴う就替え規定の削除等所要の規定の整備を行うこと。(第二十五条から第二十五条の三まで関係)

- 2 日本私立学校振興・共済事業団は、私学共済制度の加入者たる被保険者に係る厚生年金の保険料を共済掛金と一体的に徴収すること。(第二十七条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 日本私立学校振興・共済事業団法関係

- 1 日本私立学校振興・共済事業団は、その業務として厚生年金保険法による保険給付等を行うこと。(第二十三条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 国民年金法の一部改正

厚生年金保険法の一部改正における実施機関の規定の整備に伴う用語の整理等の所要の規定の整備を行うこと。

第七 特別会計に関する法律の一部改正

厚生年金勘定の歳入に実施機関(厚生労働大臣を除く。)からの拠出金を加え、歳出に実施機関(厚生労働大臣を除く。)への交付金を加える等の所要の措置を講じること。(第百十一条関係)

第八 恩給法等の一部を改正する法律の一部改正

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の属する月以降の文官に給する普通恩給等の年額について、当該年額が控除調整下限額(二百三十万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た額)を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額とすること。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とすること。(附則第六条関係)

第九 経過措置

一 厚生年金保険制度における年金たる保険給付に関する経過措置等

- 1 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間
は、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなすこと。(改正法附則第七条関係)

2 施行日以前において共済組合等が支給する改正前共済法の規定による年金である給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金である給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としないこと。（改正法附則第十一条関係）

3 保険料率の経過的特例（改正法附則第八十三条から第八十五条まで関係）

ア 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員たる被保険者等の保険料率

保険料率については、施行日の属する月から平成二十八年八月までの月分の千分の百七十二・七八から、毎年度千分の三・五四ずつ引き上げ、平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分については千分の百七十九・八六とし、平成三十年九月に千分の百八十三とすること。

イ 私学共済制度の加入者たる被保険者等の保険料率

保険料率については、施行日の属する月から平成二十八年三月までの月分の千分の百四十二・五四から、毎年度千分の三・五四ずつ引き上げ、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分については千分の百八十二・四八とし、平成二十九年四月に千分の百八十三とするほか、被保険者

等の負担する保険料の一部について、実施機関積立金以外の積立金の一部をもって充てることができることとする。

4 在職支給停止の強化に伴う既裁定年金への影響を緩和するための経過的な措置を講じ、賃金と改正前の在職支給停止による支給停止後の年金額との合計額の百分の十に相当する額を改正後の在職支給停止の支給停止額の上限とともに、特別支給の老齢厚生年金に係る在職支給停止については、賃金と改正前の在職支給停止による支給停止後の年金額の合計額（月額）が三十五万円を下回って停止しないこと。（改正法附則第十三条から第十七条まで関係）

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置

所要の規定の整備を行うこと。

三 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置

所要の規定の整備を行うこと。

第十 関係法律の一部改正

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

第十一 施行期日（改正法附則第一条関係）

この法律は、平成二十七年十月一日から施行すること。ただし、第三の二、第四の二及び第八の事項は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日から、第四の一の1は平成二十六年十二月一日から施行すること。

第十二 検討（改正法附則第二条及び第三条関係）

- 一 公務員等の職域加算額廃止後の新たな年金については、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けること。
- 二 職域加算額の廃止に伴う必要な経過措置については、別に法律で定めること。